



## 詳細

保険の対象		保険金額 (RM)		
		火災・落雷・爆発(家庭用ガス利用時)により発生した以下財物の損害を補償します。		
<b>I. 基本補償 (1, 2 から最低 1 つ選択)</b>		<b>Plan A</b>	<b>Plan B</b>	<b>Plan C</b>
<b>1. 建物補償</b>	壁、配管、内装、その他設備を含めた建物が、火災や風災、水災等の担保危険を原因とする自然災害による損害を補償します	再取得価格 協定保険価額		
<b>2. 家財補償</b>	机、椅子、ベッド等の家財・家具が、火災や風災、水災等の担保危険を原因とする自然災害による損害を補償します	30,000	50,000	100,000
<b>自動付帯特約 (*5, 6, 7 は家財補償にご加入の方のみご案内)</b>		<b>Plan A</b>	<b>Plan B</b>	<b>Plan C</b>
<b>3. 臨時費用補償</b>	担保危険による損害が発生し、それを直接の原因として居住不能になった場合、被保険者がオーナーとして貸している場合：家賃 テナント、自身の物件居住の場合：ホテル代等 必要経費 を保険金額を上限に補償致します。	基本補償 1. 2 最大保険金額の 10% (1,2 両方付帯の場合、いずれか低い方)		
<b>4. 賠償責任補償</b>	住宅の所有者もしくは占有者として被保険者が法律上の賠償責任 (対人対物) を負った場合、その損害額を担保します。	100,000		
<b>5. 鏡割れ損害</b>	鏡の含まれた家財に発生した損害を補償します。	500		
<b>6. 死亡見舞金</b>	担保危険により被保険者または配偶者が保険対象地にて死亡した場合、保険金額を上限に見舞金をお支払いします。	RM10,000 もしくは保険金額 (家財) の 50%いずれか低い方		
<b>7. 家事従事者の携行品損害</b>	現金類を除く家事従事者の携行品・衣類が担保危険により損害を被った場合、保険金額を上限に補償します。			
<b>II. 追加特約 (追加保険料の発生)</b>		<b>Plan A</b>	<b>Plan B</b>	<b>Plan C</b>
<b>A. 費用補償</b>	以下の費用を保険金額を上限にお支払いします。			
	a. 配管の破裂により発生した配管修理費用	500	750	1,500
	b. 第三者の侵入によりドア、鍵、窓に発生した損害の修理費用	250	250	250
	c. 施設の清掃費用 (基本補償 1 ないし 2 が補償対象となった場合)	100	200	350
	d. 生活必需品購入支援金 (基本補償 1 ないし 2 が補償対象となった場合) *ただし、被保険者が実際に対象建物に居住していた場合のみ補償可	500	500	500



<b>B. 事故時見舞金</b>	危険担保による損害が発生した際、保険金額を上限に見舞金をお支払いします。	500	750	1,000
<b>C. 携行品損害</b>	身の回りの携行品に発生した損害を補償します。 (*ただし現金類、Householdで補償対象のものは除外。また被保険者が実際に対象建物に居住していた場合のみ補償可)	1 アイテムにつき上限 RM5,000 ただし、1 事故につき免責金 RM250		
<b>D. 臨時費用補償割増特約</b>	特約 3. 家賃補償・臨時宿泊費用の保証金額を希望額まで割増します(要審査)。			
<b>E. 賠償責任補償割増特約</b>	特約 4. 賠償責任補償の保険金額を、右記金額まで割増します。	250,000		
<b>F. 暴動・騒じょう損害特約</b>	左記災害を担保危険とし、これらを直接の原因として発生した損害を補償します。	基本補償、各特約と同額		
<b>G. 地すべり、地盤沈下損害特約</b>		基本補償、各特約と同額 (免責金額：損害額の5%もしくはRM25,000 いずれか低い方)		
<b>H. 空き家補償</b>	90 日以上空室の施設も補償対象とします。	基本補償、各特約と同額		
<b>I. 盗難損害拡充特約-Full Theft</b>	侵入痕のない盗難による家財に対する損害も補償します。 ただし、ポリスレポートによる事件の証明が必要で、家事事業者もしくは家族間による損害は免責となります。	基本補償、各特約と同額 (免責金額：損害額の1%もしくはRM250 いずれか低い方)		
<b>J. 盗難損害拡充特約-by domestic servant</b>	家事従事者による損害を補償します。			
<b>K. ガラス特約</b>	建物の構造に含まれたガラスの破損を補償します。 (建物補償加入者のみ手配可能)	RM1,000 / 1 枚		

## 主な免責事項

- 戦争、戦争に類する危険、テロによる損害
- 反乱に繋がる地域社会活動や内乱による損害
- 収入損・遅延による損害・間接損害、但し、家賃損害は補償されます。(4. 家賃損失保険)
- 仕事・工程中断による損害
- 法的権限者の命令による無居住中に起こった損害
- 地盤沈下・土砂崩れによる損害
- ストライキ・暴動による損害
- 90 日以上の無住居時に起こった損害
- 破裂・オーバーフローによって発生した温水設備等自体の損害
- 自家の車による衝突によって起こった損害

\*この他に、保険金をお支払いできない場合があります。詳細は証券をご確認ください。